

**成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本市において、新たな公民連携手法である、成果に連動した委託契約方式（PFS：Pay For Success）を導入し、受託者の取組意欲の向上やノウハウ等を活用することで、従来型の委託事業と比べ、より効果的、効率的に「介護予防」を推進し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした業務を委託するための企画提案をプロポーザル方式により選定する。

この要領は、本業務を委託する業者を選定するために実施するプロポーザルについて、必要な事項を定めることとする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 保地委第14号

成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務

(2) 履行期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 業務内容

別紙「成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 見積上限額

45,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を見積金額の上限とする。

※仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※上限額を超えた者は、失格とする。

(5) 担当

静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎14階

TEL：054-221-1572 FAX：054-221-1577

Mail：chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

3 参加資格

(1) 参加者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成31年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者（更生手続

開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

エ 静岡市暴力団排除条例(平成25年静岡市条例第11号)第2条第3号に規定する暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者であるおそれがあると市長が認めるものでないこと。

オ 直近の1年間において、法人税、消費税及び地方消費税、市税(静岡市に対し納付義務があるもの)を滞納していないこと。

カ 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。ただし、仕様書の一部業務において、再委託することも可能とする。

キ 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

(2) 法人その他の団体(以下「法人等」という。)とする。法人格の有無は問わない。

(3) 複数の法人等により構成されるグループ(以下「グループ」という)の申請も可能とする。

なお、グループで応募する場合は、以下の点に注意すること。

ア 代表となる法人等を定めること。

イ 他の法人等は、当該グループの構成員として扱う。

ウ 単独で応募した法人等は、他のグループ応募の構成員になることはできない。

エ 複数のグループにおいて、同時に構成員になることはできない。

オ グループの構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りでない。

4 実施スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年4月1日(月)	静岡市HPで公開します。
質問受付期間	令和6年4月1日(月) ～令和6年4月15日(月) 17時00分まで	質問票【様式5】を提出してください。 ※詳細は「5」に記載のとおり
質問回答	令和6年4月22日(月) まで	随時、静岡市HPに掲載します。個別には回答しません。
企画提案参加申込書及び企画提案書等の提出期限	令和6年5月10日(金) 17時00分まで	正本1部及び副本7部を提出してください。 ※詳細は「6」及び「7」に記載のとおり
ヒアリング審査	令和6年5月17日(金)	※詳細は「8(1)、(2)」に記載のとおり
審査結果の通知	令和6年5月24日(金) 以降	※詳細は「8(2)」に記載のとおり

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点があるときは、「質問票」【様式5】に記載のうえ提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとし、電話及びFAXでの提出は受け付けない。また、電子メールを送付した際には、必ず電話（地域包括ケア・誰もが活躍推進本部 054-221-1572）にて、連絡すること。

なお、質問メールのタイトルは、「成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務 質問票（質問者（社）名）」とすること。

(2) 提出先

静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部

Mail : chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

(3) 受付期限

令和6年4月15日(月) 17時00分まで

(4) 回答方法

回答を作成次第、令和6年4月22日(月)までに随時ホームページに掲載し、個別での回答は行わない。

6 提出書類等

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申込書【様式1】

- イ 会社概要書【様式2】
- ウ 構成企業一覧表（グループ申請の場合のみ）【様式3】
- エ 委任状（グループ申請の場合のみ）【様式4】
- オ 商業登記簿謄本（直近3か月以内のもの） ※コピー可
- カ 貸借対照表、損益計算書（直近1年分） ※コピー可
- キ 納税証明書（直近1年間において、未納税額がないことが分かるもの） ※コピー可
 - ・国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
 - ・市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- ク 企画提案書及びアピールポイント記載用紙 ※詳細は「8」記載のとおり
- ケ 参考見積書（様式任意）

業務の仕様書及び提案の内容を踏まえ、必要な経費を算出し内訳を記載すること。

なお、見積書には、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額（課税事業者の場合は、消費税及び地方消費税に相当する金額）を合わせて記載すること。

※見積上限額 45,000 千円（税込）を超えないこと。

(2) 提出部数及び提出方法、提出期限

提出書類	部数	提出方法	提出期限
ア 企画提案参加申込書 イ 会社概要書 ウ 構成企業一覧表 （グループ申請のみ） エ 委任状 （グループ申請のみ） オ 商業登記簿謄本 ※コピー可 カ 貸借対照表、損益計 算書 ※コピー可 キ 納税証明書 ※コピー可 ク 企画提案書及び アピールポイント 記載用紙 ケ 参考見積書	ア・イ・ウ・エ・ オ・カ・キ・ケ 各1部 ク 正本1部及び 副本7部	郵送（特定記録郵便 等配達記録される 方法）又は持参	令和6年5月10日（金） 17時00分まで ※郵送の場合は必着 消印有効ではありません

(3) 提出先

静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎14階
TEL：054-221-1572 FAX：054-221-1577
Mail：chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

仕様書の内容を十分に踏まえ、以下事項について、企画提案書に記載すること。

また、企画提案書の添付資料として、審査基準に基づいたアピールポイントを記載する「アピールポイント記載用紙」も作成すること。

なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性があるもので、留意すること。

(2) 書式等

ア 企画提案書の用紙サイズはA4を基本として、それを超えるものはA4の大きさに折り曲げること。

イ 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。

ウ 企画提案書のページ数に制限は設けないが、ヒアリング審査での説明時間（30分以内）で説明できるよう簡潔な内容とすること。

エ ファイルに綴じる等、散逸しない形とすること。

オ アピールポイント記載用紙は、所定の様式を使用して作成し、企画提案書に添付して提出すること。

カ 提案書の表紙以外（業務資料及び見積書を除く。）には、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名）を記載してはならない。

(3) 提案を求める事項

ア 現状把握と事業目的及び取組の方向性

（ア）本市の課題を理解したうえで、事業目的及び取組の方向性を適切に設定できているか

イ 業務遂行能力

（ア）事業目的の達成に向け、これまでの経験や実績に基づいた独自の知見等を提案に適切に活かすことができているか

（イ）事業目的の達成に向け、事業期間全体を見据えた効率的かつ適切な実施計画等の提案がなされているか。

ウ 業務実施体制

（ア）各業務を円滑に実施し、進捗を適切に管理するために必要となる経歴・資格を有した責任者が配置され、かつ、関係者相互の情報共有、意思疎通を十分担える実施体制となっているか。

エ 企画提案内容

（ア）【事業の広報】

介護予防プログラムへの参加者を確保するため、多くの高齢者が興味を持つような独自の知見を用いた効果的かつ効率的な周知方法や募集方法が提案されているか。

（イ）【参加者募集・受付管理・基本情報の収集等】

参加者の募集・受付の管理や、参加者基本情報の収集、問合せ等に適切かつ効率的に対応可能な提案がなされているか。

（ウ）【提供される介護予防プログラムの方向性及び実施の妥当性】

高齢者の社会参加を基本として、参加者が介護予防についての理解を深めるものであるか。また、取組は、効果的な実施回数、実施期間となっており、継続性を高めるための適切な工夫がされているか。

(エ) 【魅力的な介護予防プログラムの提案】

提案される介護予防プログラムについて、高齢者の参加意欲を高めるような魅力的な提案であるか。また、そのための工夫がなされているか

(オ) 【多様な介護予防プログラムの提案】

提案される介護予防プログラムについて、高齢者が継続的に参加するとともに、他の社会参加の機会を促進するような多彩なプログラムが提案されているか。また、そのための工夫がなされているか

(カ) 【介護予防プログラムをきっかけとした行動変容】

提案される介護予防プログラムの参加をきっかけに、社会参加回数の増加など介護予防の取組につながる行動変容を促すものが提案されているか。既存の社会資源を活用するなど、具体的かつ効果的な事業展開や工夫が提案されているか。

(キ) 【市の事業との連携】

提案される介護予防プログラムは、市の介護予防事業への参加を誘引するなどの仕組みや工夫が提案されているか

(ク) 【事業の継続性】

提案される介護予防プログラムが、委託期間終了後も自走できるような仕組みや工夫が提案されているか

(ケ) 【事業の評価】

提案するプログラムについて、最終アウトカムに対する成果を事業者として評価する場合、何を見て、どのように評価するのか

(4) 注意事項等

ア 専門用語には注釈をつけるなど、わかりやすい表現で記載すること。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1提案とする。

8 候補者の選考について

(1) 書類審査について

ア プロポーザル参加者が6者以上の場合は書類審査を実施し、書類審査を通過した案件についてのみ「ヒアリング審査」を実施する。

なお、プロポーザル参加者が5者以下の場合は、ヒアリング審査のみ実施する。

(2) ヒアリング審査について

ア 開催日

令和6年5月17日（金）（詳細な時間は、別途通知する。）

イ 開催場所

静岡市役所 静岡庁舎本館3階 第一委員会室（静岡市葵区追手町5番1号）

ウ 審査方法等

(ア) 市が設置する審査委員会における審査委員が評価者となり、企画提案書等の内容について、ヒアリング審査を実施する。

(イ) 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごと数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化したうえで、その換算点数が最も高いプロポーザル参加者を契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。1位の評価を受けた数が同じだった場合は、投票により順位を決定し、投票の結果、同数となった場合は、会長が順位を決定する。

(ウ) 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査委員の合計点数が6割未満であった場合は、契約予定者として選定しない。

(エ) 審査委員会は、非公開とする。

エ 説明方法等

(ア) ヒアリング審査の出席者は、3人以内とし、応募した法人等の職員でない者の参加は認めない。

(イ) 説明は、提出期限までに提出した「企画提案書」等を用いて行うこと。

なお、プロジェクター及びスクリーン（端子はHDMI）は市で用意するため、パソコンを使用する場合は、当日持参すること。

(ウ) 説明時間については、30分以内、その後の質疑応答は20分程度とする。

(エ) ヒアリング審査の順番は市の抽選とする。

(オ) 必ず審査基準の審査項目の上から順番どおりに説明を行うこと。

(カ) ヒアリング審査の内容は、非公開とする。

オ 審査結果

(ア) 審査結果の連絡

審査結果は、審査後、速やかに、プロポーザル参加者全員に通知する。

(イ) 審査結果の公表

契約予定者、審査結果については、公開することができるものとする。

9 契約の方法等

(1) 契約予定者との見積執行を実施のうえ、契約手続を行う。

(2) 契約予定者と協議のうえ、提案内容の根幹をなす部分を除き変更を加える場合には、委託料の額を調整することがある。

(3) 契約予定者と協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。

(4) 契約予定者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、次順位の者を契約予定者として選定し、見積執行を実施のうえ、契約手続きを行う。その場合、選定を取り消されたものは、損害賠償金（契約予定価格の100分の3）を支払うものとする。

10 欠格条件

次の事項に該当する場合は欠格とする。

- (1) 書類の提出期限を超過した場合
- (2) 提出すべき書類に不足があった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (6) その他、この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 提出期限後における企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、契約予定選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

問合せ

静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア・誰もが活躍推進本部
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎14階
TEL : 054-221-1572 FAX : 054-221-1577
Mail : chiikikea@city.shizuoka.lg.jp